

使いみちを選べる募金へのご協力をお願い

「テーマ募金」とは、共同募金の運動期間6か月（10月～翌年3月）のうち、後半の1月～3月にかけて行います。

参加団体自らが「居場所づくり」「生活困窮者支援」「障害者支援」等をテーマとする地域課題を解決する必要性を広くアピールしながら、その活動資金を確保するために共同募金の用途選択募金（応援する団体を選べる募金）への協力を呼びかけるものです。

この用途選択募金は、共同募金会を通じて当該団体の活動資金として助成されます。

皆様には、本事業の趣旨をご理解いただき、温かいご支援をよろしくお願いいたします。



社会福祉法人 長崎県共同募金会

〒852-8104 長崎市茂里町 3-24 長崎県総合福祉センター内
TEL:095-846-8682 FAX:095-846-8565

※「テーマ募金」にご協力いただく場合は、本運動期間が3月31日までとなっておりますので、郵便局窓口で3月31日までに払込みのお手続きを行っていただきますようお願いいたします。

4月1日以降に払込みのお手続きをされた場合は、募金年度が変わりますので、当該団体への助成ができなくなります。十分ご注意ください。

また、郵便局では、「テーマ募金」への払込み手数料が免除となっているため、ATMコーナーでのお手続きができません。申し訳ありませんが、窓口で払込みのお手続きをお願いいたします。

※「テーマ募金」で入手しました個人情報、寄付を指定された参加団体にお知らせしますが、それ以外には利用しません。

共同募金への寄付金の税制優遇

法人の寄付 株式会社など法人の場合は、寄付される金額について「全額損金」となります。

個人の寄付 所得税及び住民税に係る税制上の優遇措置があります。

①所得税は、寄付者が「所得控除」または「税額控除」を選択できます。
(寄付金が2千円を超える額の場合)

ア. 所得控除…所得控除額=寄付金額(年間所得の40%を限度とする金額) - 2千円

イ. 税額控除…税額控除額=(税額控除対象寄付金額 - 2千円) × 40%

②住民税は、地方税のため、寄付先の共同募金会が所在する都道府県内に住所があることが必要となります。

ア. 税額控除…税額控除額={寄付金額(年間所得の30%を限度とする金額) - 2千円} × 10%

(ご注意)

- ・この用紙は、機械で処理しますので、金額を記入する際は、枠内にはっきりと記入してください。
- ・また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。
- ・この払込書は ATM では使用できません。
- ・この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。
- ・ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおところ、おなまえ等は、加入者様に通知されます。
- ・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。

この場所には、何も記載しないでください。